

第74回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和元年9月5日(木) 午後1時30分～午後3時15分

(2) 場所 福島テルサ 中会議室(あづま)

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、島田マリ子、高野宏之、高嶋亮、藤健太

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹、
農林技術課長、農林総務課主幹、
土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、
出納局入札用度課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席、
施設管理課主幹、文化振興課総括主幹兼副課長、
県南建設事務所事業部長、県南建設事務所建築住宅部長、
大笹生支援学校事務長、県北建設事務所建築住宅部長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成31年4月～令和元年6月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和元年6月～7月分)

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹】

定刻よりも少し早いですが、全員そろいましたので、ただいまから「第74回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、本日の会議は、軽装での開催といたしましたので、御理解御協力をお願いいたします。

また、本日は市岡委員、今野委員、新城委員が都合により欠席となっております。それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくをお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方ですが、本日は報告事項が2件、審議事項が1件ございますけれども、これらについて公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【伊藤（宏）委員長】

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成31年4月～令和元年6月分）」について、事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。ただいま説明ありましたけれど、何か質問等あればお願いします。

資料1の2頁の4工種別、上・下水道工事が平成31年度4件ございまして、平均入札参加者数が1。4件あって全部が1者入札ということですね。同じようなことが、3ページの2舗装工事の相双地区が平成31年度4件工事があつて平均入札参加者数が1ですね。なおかつ1者入札ですので、ともに98%台と高くなっていますよね。何か原因等おわかりになりますか。

【入札監理課長】

まず、上・下水道の結果につきまして、資料1-1の16頁をご覧いただきたいのですが、右上に部局名がございまして、こちらは企業局が4月～6月に契約した案件でございます。条件付一般競争入札の2番と5番、総合評価型の1番2番これらが入札参加者数が1者であった4件でございます。

企業局で1者入札が続いているようですので、調査いたしました。

まず、条件付一般競争入札の案件でございますが、港湾道路のマンホールの補修、配水管の撤去で、現場は片側3車線、計6車線の大きな道路であります。小名浜港から常磐火力発電所の方に石炭を運ぶ道路であり、沿線に数多くの企業がありまして、物流の車両が1日中通行している、非常に交通量の多い道路でございます。また、舗装厚が厚い道路であり、交通量の非常に多い場所での工事ということで、ここでマンホールの補修や旧配水管を撤去するため、非常に危険でありノウハウを持っていないとなかなか工事を進めることはできない、特殊な道路で特殊な工事をしなければならないということです。このため、ノウハウのある業者1者が結果として入札に参加し、他の業者は敬遠したのではないかと推測しております。一般の水道業者ができるような工事ではなく、大型の工事であることが理由かと思えます。

総合評価型の案件については企業局いわき事業所で鮫川水系ダムから浄水場の方まで水を引くために管を敷設する工事であります。

管の老朽化に伴って新しいルートで工業用水管を設置するもので、前年度からの継続工事であり、工事で設置する管は直径1mを超す大きなもので家庭用に使用するものとは異なり、管同士の接続方法も特殊であります。

1者入札の理由ですが、前年度に請負、ノウハウを持った業者が応札し、その他の業者はノウハウを持っていないため、敬遠したのではないかと推測しております。

これらの工業用水道工事は特殊な工事であり、誰もが参加できるような工事ではないため結果として1者の応札しかなかったのではないかとというのが企業局からの聞き取った結果でございます。

続いて相双地区の舗装につきましては、資料1-1の9頁の9番10番、13頁の108番、14頁の137番の4件でございます。

昨年度8件あって2.75者、今年度は4件あって1者でございます。舗装から少し離れますが、一般土木工事も平成30年度は27件あって、参加者数が2.37者、平成31年度は24件あって参加者数が1.25者でありかなり少なくなっております。

相双方部の応札者数が今年度少ないことについて聞き取りをおこなったところ、技術者の不足が常態化しているということでした。仮にこれらの工事が大規模のものでも相双建設事務所の応札者数は減少しているとのこと。技術者不足の原因は、現在工事中の復旧復興工事が多い状態で、相双方部は国、県、市町村どこの自治体も復旧復興工事を行っており、その工事が竣工しなければ技術者が空かないため、新たな工事に回せる技術者がいないということを相双地区の建設会社から聞き取りました。

南相馬地区の入札結果がどのようなものか他自治体も含めホームページで確認したところ南相馬市の入札においても1者応札というものございました。また、福島県では1年間の発注見通しをホームページで公表しておりますので、技術者が少ない中でどの工事を取るのか選べる状況になっておりますので、規模に応じて受注したいと思う工事があれば、他の工事の入札を敬遠する傾向にあると考えております。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。指名競争入札だと1者応札は競争性が担保されず成立しないけれども、競争入札の場合は1者応札でも競争性が担保されるということで有効にしているということですね。

【入札監理課長】

条件はありますが広く参加していいですよとなっていて、結果として1者応札だったという場合は成立します。

【伊藤（宏）委員長】

次に、報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」（令和元年6月～7月分）です。事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】

（「資料2」により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

建設工事と物品購入どちらも制限がかかっている3者は、物品購入の方にも登録しているからどちらも制限がかかるということですね。

【伊藤（宏）委員長】

次に、審議事項ア「抽出案件について」です。

テーマは「予定価格1千万円以上の災害復旧工事を除く随意契約の案件」、対象期間は「平成30年度」です。

審議に入る前に、事務局から「随意契約について」の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料3-2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いいたします。

なければ、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

小堀委員、今野委員の順で説明をお願いいたします。なお、今野委員は欠席のため事務局から説明してください。

【小堀委員】

私が抽出させていただいたのは、整理番号5, 6, 18, 26, 31でございます。説明をさせていただきます。まず、5と6ですが同じような趣旨で抽出させていただきました。概略を説明させていただきますと、片方が単独随意契約で落札率100%、もう片方が単独随意契約で落札率74.58%でした。案件番号5番6番で比較的類似性の高い工事のように感じたのですが、落札率に差があるのでその要因や見解を伺えればと思います。

次に整理番号18番は、先ほどの資料3-2で説明いただいた不落随意契約かと思われませんが、あらかじめ随意契約とした理由を読ませていただいたのですが、業者が入札に参加しなかった理由として配置可能技術者がいなかったとのことでしたので、少し時期をずらせば入札に参加できる業者もいたのかなと感じまして、応札者がいないと見込まれた場合は随意契約に移行できますが、そのように判断した理由や判断基準があればお伺いしたいと思います。

次が26番ですが、非常に大きな規模の工事という中で応札者が1者のみということですので、今後入札参加者数を増やすための改善策や見解についてお聞きしたい。

最後に31番ですが、単独随意契約の理由として、「改造が可能なのは既存のエレベーターメーカー1者のみに限定されるため」とのことでしたが、先ほどの資料3-2の特命随契に該当するのかなと思いますが、一方で万が一既存のメーカーが何らかの要因で対応できない場合どういう想定をしているのか、対応策や事例があれば教えていただきたいと思い抽出しました。

【入札監理課長】

今野委員の抽出について御説明させていただきます。

資料3-1の整理番号1, 2, 3, 31エレベーター関係の4つ、その他に整理番号5を抽出しております。

まず、エレベーター案件4つを選んだ理由でございますが、随意契約の理由の記載が、契約者ありきと疑念が生じかねない。将来において改修・修繕が必要な場合、特殊性を理由とするのであれば、建設時の選考が利益を保証することにつながりかねない。今回の改修の判断や金額の合理性妥当性など、本委員会で詳細な説明があったことを記録する必要があるとのことでした。

整理番号5については、落札率100%の疑念が生じることは否定できないため、それを払拭し、透明性を高める上で丁寧な説明を求めたいとのことでした。

エレベーター関係については、整理番号1, 2, 3については同じ総務部施設管理課の案件ということで、金額の一番大きな2番のみを事務局で抽出させていただきました。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

それでは案件番号1、施設管理課の案件について説明をお願いします。

【施設管理課】

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの質問につきまして、質問等あればお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

すでにあるエレベーターを耐震化する工事ですね。日本・オーチス・エレベータ（株）の性能の改修工事はそのエレベーターの会社でないと基本的にはできないという理解でよろしいですか。

【施設管理課】

はい。今回西庁舎に5機あるエレベーターの改修をする工事で、全機停止するという事は運用上難しいので、1機ずつ改修を行うという工事になっております。そういった中で、西庁舎のエレベーターは12階まで昇り降りしておりますが、5機が群管理というものを行ってまして、頭脳の部分CPUと呼ばれるコンピューターのようなものがあるのですが、その一つの中で5機を制御しているので、他者性能のエレベーターの部材を入れて制御することができないため、日本オーチス・エレベータ（株）との契約となっております。

【伊藤（宏）委員長】

今野委員の抽出理由で、「契約者ありきとの疑念が生じかねない」との指摘がありましたが、「契約者ありき」ですよね。その性能のエレベーター会社に頼むしかない。

【施設管理課】

新たな現行法に合致する部材を加えたりだとか、新たに適合するものに入れ替えたりするだとかを行う工事において、使える物は当然残していくとなると、部分改修になるので違うメーカーの物をつけると安全性等が心配になることもございますので、同じ会社でシステムの方を構築するというところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ここで確認したいのでは、発注者において適切な予定価格を見積もれるのですか。

【施設管理課】

確かに今回、日本オーチス・エレベータ（株）から見積もりをとって、それを参考に設計書を作成いたしましたので、今回は他者と競争させることができないということで

はあるのですが、メーカーとしても各部材の定価で見積書を作成したということなので、実際と大きな差はないという理解のもと設計を行っております。

【伊藤（宏）委員長】

致し方ない話なのかもしれませんが、悪い言い方をすると相手の言い値でそれを基準にして予定価格を見積もらざるを得ないということですね。必然的に落札率も高くなるということですね。

【島田委員】

建築上の元請の業者がいると思うのですが、それを超えてエレベーター会社との契約というのが分からなかったものですから、例えば他の建物との関わりとかエレベーターとの関わりとかそういうものになるとエレベーターの会社さんが元請になって建築工事の方は下請けみたいな工事もあるのでしょうか。

【施設管理課】

西庁舎は昭和46年に建設されたもので、当時どのように入札を行ったのか今手元に資料はないのですが、近年は建築は建築工事、電気設備は電気設備工事、今回のようなエレベーター工事はエレベーターの工事として分離して発注するというのが一般的なので、元々が建築工事でエレベーター会社が下請けで入っているというよりは、分離発注により元請で入っている可能性が高いと思います。改築するときには建築的な要素がある場合はエレベーター会社の方から建築会社の方に下請けという形で入る可能性は当然にありうると思います。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか。

次に案件番号2の文化振興課の案件になります。説明をお願いいたします。

【文化振興課】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

【小堀委員】

今御説明いただいた資料の予定価格と落札率100%の関係性が理解できなかったの
で、説明をお願いします。

【文化振興課】

100%で落札したのは次の案件でございます。

【伊藤（宏）委員長】

資料3-1の内容と資料3の金額が違いますね。どちらが正しいのでしょうか。

資料3-1の5番と6番の予定価格、契約額、落札率が逆になってしまっているということでよろしいですか。

【文化振興課】

はい。

【伊藤（宏）委員長】

資料3の内容が正しいということですね。

整理番号5と6は同じ場所での似たような工事ですので、続けて整理番号6の説明もお願いします。

【文化振興課】

（「資料3」より説明。）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。それでは御質問があればお願いします。

【小堀委員】

随意契約の理由が比較的同じような理由に思えるのですが、なぜ落札率が25%分の違いが生じるのか、一方の100%の落札率についての見解があればご説明をお願いします。

【文化振興課】

要因についてですが、業者から聴取していないものですから不明でございます。

【伊藤（宏）委員長】

両案件とも、既存の部分を残しながら改修するということですね。その既存の照明や吊物というものはそれぞれ今回随意契約でお願いをした業者のものという理解でよろしいですか。

【文化振興課】

はい。

【伊藤（宏）委員長】

先ほどのエレベーターと同じ話になるのですが、発注者側がどのように予定価格を設定したのかによるのですけれども、業者から見積もりをもらって参考にして予定価格を設定しているとすれば、片方は100%。100%というのはそうなのかなという感じ

がしますが、もう片方が75%というのはあまりに低い、低いのは悪いわけではないのですけれどもその辺りの原因とかは推測できないのですか。

【文化振興課】

業者から話を聞いていないので、要因的なものについては承知してません。

【伊藤（宏）委員長】

両方とも特殊な物なのでこういうことが起こってしまったのかもしれないですけども。

他いかがでしょうか。

では、次に案件番号4、県南建設事務所の案件について説明してください。

【県南建設事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。御質問等いかがでしょうか。

【小堀委員】

質問というより意見になってしまうかもしれないのですが、資料3の10頁の随意契約の理由をみると、緊急性や特殊性が高くないよう見受けられるのですが、冒頭で説明のあった工事の概要をお聞きして、入居者の方との調整等が背景にあって、期限を延ばすことができないということが理解できたので、随意契約の理由にそういった要素もきちんと残されていた方がいいのではないかと思いました。

【伊藤（宏）委員長】

小堀委員がおっしゃったとおり、どうして随意契約だったのか、後で検証を行うのにそれなりの理由があればしっかり残しておくということが、この件だけではなくてお願いしたいと思います。

他いかがでしょうか。

【伊藤（洋）委員】

11頁をみますと、2者入札価格が入っておりますけれども、先ほどの随意契約の説明からしますとここは見積書の金額となるのでしょうか。ここは入札が成立しているというわけではないのでしょうか。

それともう一点、前回の入札結果の資料は入札参加者数が1になっていたのですが、今回の資料3-1では入札参加者数が2となっております。ここの違いはどういったことなのでしょう。

【入札監理課長】

事務局から整理をさせていただきますと、前回の工事实績一覧資料1-1ではこの件に関しまして入札参加者数が1者となっていたということかと思えます。基本的に各発注機関からの報告を基に資料を作っています。今の説明ですと2者が正解でありますので、前回の資料が誤りでございます。

【伊藤（宏）委員長】

見積もり合わせの説明をお願いします。一般的に考えると随意契約は1者随契で緊急だからとか理由があるからお願いしますというようになるのですけれども、県の随意契約はそれだけでもなくてということですよ。そこの説明をお願いします。

【入札監理課長】

資料3-2をご覧いただきたいのですが、3の(1)にこの案件は該当します。入札を行ったが、応札者がいなかったため、県南建設事務所でアンケート調査を行った結果、公告入札を行っても、応札数が極端に少ないと見込まれたため随意契約に移行したということになります。これは、複数の者から見積もりを取るようになっておりますので、今回11者から改めて見積書をとって資料3の11頁の結果になったということです。

【伊藤（宏）委員長】

これは指名競争と似たやり方ですよ。業者を決めて見積もりをださせてという。ただ、見積もりをだしてくれる業者があまりいなかった。

随契というのは一般的には1者随契ということなのですけれども、こういう形で複数の業者で見積もり合わせを行っているということですよ。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでしょうか。

それでは次の案件番号5、県南建設事務所の案件について説明して下さい。

【県南建設事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございました。それではこの件に関して何か質問があればお願いします。

【小堀委員】

13者に声をかけて、結果として1者しか見積もりをだしていただけなかったということなのですけれども、ヒアリングを行ってもう少し見積もりをだしてくださる見込みがあつて見積もり依頼を行ったが、いろいろな事情があつて1者しか見積もりを提出できなかったという理解でよろしいでしょうか。

【県南建設事務所】

今回の工事につきましては特殊ということでございますが、見積もり合わせの結果なぜ提出してくれなかったのかヒアリングは行っていませんが、推測でございますけれども技術者の不足と工事の方法の特殊性というところで、結果として1者しか見積もりをだせなかったのではないかと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

特殊性といわれてもなかなか分からないのですが、この工事はかなり難しいということですか。

【県南建設事務所】

はい。これは門型クレーンというものを使っているのですが、これは数が少なく、通常のクレーンのように手配できるわけではございません。工場で通常使っている物を借りてくるようになり、時期的な状況であったり金額であったりが借りる時期により替わってくるので調達が難しいということです。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。他ございませんか。

それでは、案件番号6、大笹生支援学校の案件について説明をお願いします。

【大笹生支援学校】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。ただいまの説明について何か質問等ございますか。

【小堀委員】

この業者が何らかの事情で対応できない場合はどういう対応を取らざるをえないのか、あるいは過去の事例を含めて、こういった場合はどのような対応をとったということが分かればご説明いただければと思います。

【大笹生支援学校】

現段階における具体的な想定は難しいと考えております。その事態に応じて必要な情報の収集や関係機関との調整を行いながら、その時点での状況を十分に検討して最適な方法をとることとなるかと考えております。参考になるかわかりませんが、この機械の保守はオーチス・エレベータサービスという会社が行っていましたが、この会社が吸収合併されるということでそれを承継した会社ことができました。そちらに移管されて今行っているということで、そういうことも考えられるだろうとは想定されますが、その時の状況によって最適な方法を取ることとなるかと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

いろいろなエレベーターがありますが、改修を行うときに最初に頼んだ業者に頼まざるを得ないというのが一般的な理解ですが、コストが高いとかあると思いますけれどもやろうと思えば別な業者も対応できるものなのではないでしょうか。

【県北建設事務所】

国土交通大臣認定品というもので、メーカーが「こういった材料で製造されたエレベーターであり、建築基準法上安全ですので認めて下さい。」と認められたエレベーターでございます。ですから、その構成される一つ一つの部品は、該当のメーカーが製造したものとなります。該当のメーカーが製造できなくなったとなれば大きな事象であり、現在ではどうなるのかということは正確に想定することはできません。国土交通大臣認定であることから、そのような状況になれば、国土交通省の対応もあると考えられます。先ほどの説明にありましたライセンス契約の譲渡も方法としてあるかと思いますが、国土交通大臣認定という特殊性から、そのような自体に陥った場合の国土交通省の対応がわからない現在では、正確な対応内容を想定することはできないと考えています。

【伊藤（宏）委員長】

県や発注機関が考えるのではなくて、国のレベルで判断するということですか。

【県北建設事務所】

そのような事象が起きた場合は、国土交通省の対応や、全国的にこのメーカーのエレベーターは使われていますので、全国的な対応状況も踏まえて、県が検討することとなりますので、正確な対応内容について、現在では導きだせないということです。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

それでは、抽出案件全体について質問等あればお願いします。

【島田委員】

随意契約はこちらから業者へお声がけするということですね。その際のランク付けとか、選ぶ基準というのはどうやって決めているのでしょうか。例えば案件番号4、は11者お声がけしているようですけども、どのように選んだのでしょうか。

【県南建設事務所】

案件番号4、見積もり合わせ業者の選定ですが、建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、前年度県南管内の県営住宅改善工事に応札した3者、競争性を確保するため、業者数が多い県北、県中管内で同様の内部改善工事の受注実績のある業者

6者、及び県南管内の業者で内部改修工事の実績のある2者の計11者を選定しております。

【県南建設事務所】

案件番号5、見積もり合わせ業者の選定ですが、建設工事入札参加資格者名簿のPC橋上部工事に登録されている者のうちから過去10年間で福島県のPC橋上部工の受注実績のある格付等級Aの全13者を選定しました。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、複数の業者から見積もり合わせを行う場合は、発注機関が合理的な基準で業者を選定するというやり方を取っているということですよ。

指名競争入札を行っている自治体だと、指名業者を選ぶ委員会をつくって協議をするやり方を取っているのですけれども、これは随契で発注機関が選定しているという理解でよろしいですか。

【入札監理課長】

第一段階は発注機関が業者を選定しますが、資料3-2にありますように入札参加条件等審査委員会、県南管内であれば県南地方入札参加条件等審査委員会の審査にかけて、了解を得た上で見積もりの徴取に入りますので、発注機関が単独で恣意的に業者を選ぶことはできません。

【小堀委員】

資料3-2にあるアンケート調査というのは、例えば今回案件番号5は見積もり依頼を行った13者に実施したということですか。

【県南建設事務所】

見積もりを依頼したのは13者ですが、ヒアリングを実施したのは4者でございます。平成30年2月に入札を実施した案件で、応札のあった5者、内1者はヒアリングの直前に倒産してしまったので、実質4者でございます。

【伊藤（宏）委員長】

次に、「各委員の意見交換」に移ります。発言する方はいらっしゃいますか。

【高島委員】

国土交通省で、来年からシステム改修を行い2022年度に建設業許可や経審を電子申請に変えていくと聞いたのですが、福島県でも検討に入られるのかお聞きしたい。

【建設産業室長】

建設業許可におけるシステムの電子化につきましては、国土交通省ではシステム化の準備を行っていると同っておりますが、福島県では国のシステムの改修をどのようにし

ていくのか注視している段階でございます。今後はそういった情報を注視しながら福島県でどのようなシステムの改修、構築を行うか検討してまいります。

【伊藤（宏）委員長】

小さな自治体だと電子化に対応できていないところも多いので、国や県が率先して行い、その後小さな自治体等がついていくという流れなのかなと思っております。

次に「その他」でございますけれども、何かございますでしょうか。
事務局の方で何かありますか。

【入札監理課主幹】

事務局から連絡でございます。次回の委員会は11月中旬から12月上旬の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、お手数ですが12日来週木曜日までに事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

今回は建設業団体の意見聴取ですので、是非多くの委員の方に参加してほしいですね。

【入札監理課主幹】

それでは、以上をもちまして、「第74回福島県入札制度等監視員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。